



茨城県報 第 2965 号

平成30年 1 月25日

木 曜 日

目 次

規 則	ページ
●私立学校等に係る学校教育法の施行に関する細則の一部を改正する規則（総務課）	1
（ 公 安 委 員 会 ）	
●茨城県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	2
告 示	
●青少年に有害な興行の指定（女性青少年課）	2
●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（障害福祉課）	3
●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業の廃止（2件）（障害福祉課）	3
●大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告（4件）（中小企業課）	3
●種畜証明書の交付（畜産課）	7
●保安林の指定の予定（林業課）	7
●道路の区域の変更（2件）（道路維持課）	8
●道路の供用の開始（道路維持課）	9
（ 公 安 委 員 会 ）	
●茨城県道路交通法施行細則の規定に基づく医師の指定	9
公 告	
●茨城県統計調査指導員証の無効（統計課）	10
●入札公告（2件）（管財課）	10
（ 労 働 委 員 会 ）	
●あっせん員候補者の公示	16

規 則

茨城県規則第2号

私立学校等に係る学校教育法の施行に関する細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年 1 月25日

茨城県知事 大井川 和彦

私立学校等に係る学校教育法の施行に関する細則の一部を改正する規則

私立学校等に係る学校教育法の施行に関する細則（昭和38年茨城県規則第5号）の一部を次のように改正する。

様式第13号中「権利関係の書類」を「登記事項証明書その他の当該土地の権利関係の書類」に改める。
 様式第14号中「権利関係の書類」を「登記事項証明書その他の当該建物の権利関係の書類」に改める。
 様式第17号中

「

採用年月日	
-------	--

を
 「

採用年月日	
資格等	学校教育法施行規則第 条該当

に
 (注) 資格等の欄には、学校教育法施行規則第20条から第22条までの規定のうち該当するものを記入すること。」

「その他知事が必要とする書類（学校教育法施行規則第9条の2）」を「学校教育法施行規則第20条各号に掲げる資格を有する者と同等の資質を有することを証する書類（同令第22条）」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

~~~~~  
 ( 公 安 委 員 会 )

**茨城県公安委員会規則第1号**

茨城県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年1月25日

茨城県公安委員会委員長 諸 岡 信 裕

茨城県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

茨城県道路交通法施行細則（昭和53年茨城県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表第3 高速自動車国道東関東自動車道水戸線の項中「東茨城郡茨城町大字鳥羽田地先」を「鉾田市当間字久保向地先」に改める。

附 則

この規則は、平成30年2月3日から施行する。

~~~~~  
 告 示
 ~~~~~

**茨城県告示第58号**

茨城県青少年の健全育成等に関する条例（平成21年茨城県条例第35号）第15条第1項の規定に基づき、青少年に有害な興行として次のものを指定する。

平成30年1月25日

茨城県知事 大 井 川 和 彦

| 指定番号 | 種類 | 題 名           | 配給会社   |
|------|----|---------------|--------|
| 3371 | 映画 | おっとり姉さん 恥骨で誘う | オーピー映画 |
| 3372 | 映画 | あいつの母親 淫靡な乳房  | 新日本映像  |
| 3373 | 映画 | 勃ちっぱなしエブリデイ   | オーピー映画 |

| 指定番号 | 種類 | 題 名            | 配給会社   |
|------|----|----------------|--------|
| 3374 | 映画 | 煩惱チン貸住宅 淫らな我が家 | オーピー映画 |
| 3375 | 映画 | 独身熟女 悶え狂った体験   | 新東宝映画  |

## 茨城県告示第59号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成30年1月25日

茨城県知事 大井川 和彦

| 事業所番号      | 事業所の名称 | 事業所の所在地                   | 事業者の名称  | 主たる事務所の所在地                  | 指 定<br>年月日 | サービ<br>スの種<br>類 |
|------------|--------|---------------------------|---------|-----------------------------|------------|-----------------|
| 0812000669 | あんじゅ   | 茨城県つくば市花畑1-14-6 プロスパー102号 | 有限会社 杏珠 | 茨城県つくば市花畑一丁目14番地6 プロスパー102号 | 平成30年1月1日  | 重度訪問介護          |

## 茨城県告示第60号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項に規定する廃止の届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示する。

平成30年1月25日

茨城県知事 大井川 和彦

| 事業所番号      | 事業者の名称       | 事業所の名称     | 事業所の所在地  | サービスの種類 | 廃 止<br>年月日 |
|------------|--------------|------------|----------|---------|------------|
| 0811000033 | あおば指定訪問介護事業所 | 下妻市南原124-1 | 株式会社 あおば | 同行援護    | 平成29年9月30日 |

## 茨城県告示第61号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項に規定する廃止の届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示する。

平成30年1月25日

茨城県知事 大井川 和彦

| 事業所番号      | 事業者の名称         | 事業所の名称       | 事業所の所在地           | サービスの種類 | 廃 止<br>年月日 |
|------------|----------------|--------------|-------------------|---------|------------|
| 0812400034 | アネシス障害者居宅介護事業所 | 守谷市薬師台2-16-3 | 株式会社 佐瀬トータルケアセンター | 行動援護    | 平成29年8月1日  |

## 茨城県告示第62号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から1月間縦覧に供する。

平成30年1月25日

茨城県知事 大井川 和彦

## 1 大規模小売店舗の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

カスミ牛久ショッピングプラザ

牛久市神谷6丁目1番地3, 1番地4, 1番地5

## (2) 届出の概要

## ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (第6条第1項)

平成29年12月14日

## イ 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

## (3) 届出年月日

平成29年11月30日

## 2 市町村の意見

特になし

## 3 縦覧の場所

茨城県商工労働観光部中小企業課

## 茨城県告示第63号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から1月間縦覧に供する。

平成30年1月25日

茨城県知事 大井川 和彦

## 1 大規模小売店舗の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

カスミ牛久ショッピングプラザ

牛久市神谷6丁目1番地3, 1番地4, 1番地5

## (2) 届出の概要

## ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (第6条第2項)

平成29年12月14日

## イ 変更しようとする事項

(ア) 荷さばき施設の位置

(イ) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 3箇所

(変更後) 5箇所

(ウ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) C-1 午前2時~午後2時

(変更後) C-1 午前2時~午後9時

C-2 午前 6 時～午後 9 時

(3) 届出年月日

平成29年11月30日

2 市町村の意見

| 事 項                    | 牛久市からの意見の概要                                                                                                                                                                                                                                    |
|------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ア 駐車需要の充足等交通に係る事項      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象の出入口で、寸法、形状等の変更がある場合は道路施行承認申請を提出して許可をとること。</li> <li>・建築物の変更がある場合は申請すること。</li> </ul>                                                                                                                  |
| イ 歩行者の通行の利便の確保等        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・交通事故防止策に努めること。</li> <li>・牛久消防署と協議すること。</li> </ul>                                                                                                                                                      |
| ウ 防災・防犯・青少年の非行防止対策への協力 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・牛久消防署と協議すること。</li> </ul>                                                                                                                                                                               |
| エ 騒音の発生に係る事項           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境及び公害防止関連の法令等の遵守と、周辺の生活環境に十分配慮された店舗運営に努めること。</li> <li>・業務による騒音・振動・粉塵などの発生を防止し、周辺住民の生活環境の妨げにならないように配慮すること。</li> <li>・変更の実施前には、周辺住民に対して、変更内容等の概要を知らせること。</li> <li>・周辺住民からの苦情や要望等に速やかに対応すること。</li> </ul> |
| オ 街並みづくり等への配慮等         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・店舗の敷地内及び周辺道路、歩道部分について、定期的な清掃活動を実施し、店舗周辺の環境美化に努めること。(牛久市環境美化の推進に関する条例)</li> </ul>                                                                                                                       |

| 理 由                                                                                                      |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・店舗の一部が第一種低層住居専用地域に属し、近隣に住宅が多いことから、周辺環境には十分配慮していただきたい。</li> </ul> |

3 縦覧の場所

茨城県商工労働観光部中小企業課

茨城県告示第64号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から1月間縦覧に供する。

平成30年1月25日

茨城県知事 大井川 和彦

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

カスミひたち野牛久店

牛久市ひたち野東四丁目 1 番地 2 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (第 6 条第 1 項)

平成 29 年 12 月 14 日

イ 変更した事項

(ア) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 代表取締役 小瀨 裕正

(変更後) 代表取締役 石井 俊樹

(イ) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(3) 届出年月日

平成 29 年 12 月 5 日

2 市町村の意見

特になし

3 縦覧の場所

茨城県商工労働観光部中小企業課

茨城県告示第 65 号

大規模小売店舗立地法 (平成 10 年法律第 91 号) 第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から 1 月間縦覧に供する。

平成 30 年 1 月 25 日

茨城県知事 大井川 和 彦

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

カスミひたち野牛久店

牛久市ひたち野東四丁目 1 番地 2 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (第 6 条第 2 項)

平成 29 年 12 月 14 日

イ 変更しようとする事項

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) C - 1 午前 3 時～午後 6 時

C - 2 午前 8 時 15 分～午後 9 時

(変更後) C - 1 午前 1 時～午後 9 時

C - 2 午前 8 時 15 分～午後 9 時

(3) 届出年月日

平成 29 年 12 月 5 日

2 市町村の意見

| 事 項                    | 牛久市からの意見の概要                                                                                                                                                                |
|------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ア 歩行者の通行の利便の確保等        | ・付近の道路を通過する人や車両等の妨げにならないようにすること。                                                                                                                                           |
| イ 防災・防犯・青少年の非行防止対策への協力 | ・夜間の防犯対策に努めること。                                                                                                                                                            |
| ウ 騒音の発生に係る事項           | ・環境及び公害防止関連の法令等の遵守と、周辺の生活環境に十分配慮された店舗運営に努めること。<br>・業務による騒音・振動・粉塵などの発生を防止し、周辺住民の生活環境の妨げにならないように配慮すること。<br>・変更の実施前には、周辺住民に対して、変更内容等の概要を知らせること。<br>・周辺住民からの苦情や要望等に速やかに対応すること。 |
| エ 街並みづくり等への配慮等         | ・店舗の敷地内及び周辺道路、歩道部分について、定期的な清掃活動を実施し、店舗周辺の環境美化に努めること。(牛久市環境美化の推進に関する条例)                                                                                                     |

| 理 由                                 |
|-------------------------------------|
| ・店舗周辺は住宅も多いことから、周辺環境には十分配慮していただきたい。 |

3 縦覧の場所

茨城県商工労働観光部中小企業課

茨城県告示第66号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定による平成29年度臨時種畜検査に合格し、種畜証明書の交付を受けた種畜は次のとおりであるので、同法第8条第2項の規定により告示する。

平成30年1月25日

茨城県知事 大井川 和彦

<種畜検査名簿>

| 種畜証明書<br>番号 | 名 前 | 品 種  | 生年月日           | 飼養者   |                 |
|-------------|-----|------|----------------|-------|-----------------|
|             |     |      |                | 住 所   | 氏 名             |
| 11478160739 | 福茂関 | 黒毛和種 | 平成28年<br>8月11日 | 常陸大宮市 | 茨城県畜産センター肉用牛研究所 |

茨城県告示第67号

次のように保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年1月25日

茨城県知事 大井川 和彦

## 1 指定を予定している森林の所在場所

石岡市真家字深道1002番2, 1004番1, 1006番1, 1006番2, 1007番1, 1007番2, 1008番から1011番まで, 1013番, 1015番, 1018番, 1019番, 1029番1, 1029番2, 1031番1, 1032番3, 1033番1

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を茨城県庁及び石岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 茨城県告示第68号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成30年1月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月25日

茨城県知事 大井川 和彦

1 道路の種類 県道

2 路線名 中石崎水戸線

3 道路の区域

| 区 間                                       | 旧新の別 | 敷地の幅員 | 延長           | 摘要  |
|-------------------------------------------|------|-------|--------------|-----|
| 東茨城郡茨城町若宮541番11地先から<br>水戸市元石川町2621番20地先まで | (A)  | 最大    | メートル<br>30.5 | 240 |
|                                           |      | 最小    | 10.0         |     |
|                                           | (B)  | 最大    | 9.1          | 78  |
|                                           |      | 最小    | 3.0          |     |
| 水戸市元石川町2529番地先から<br>水戸市元石川町2531番1地先まで     | (A)  | 最大    | 30.5         | 240 |
|                                           |      | 最小    | 10.0         |     |
|                                           | (B)  | 最大    | 12.5         | 78  |
|                                           |      | 最小    | 3.0          |     |

## 茨城県告示第69号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成30年1月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月25日



茨城県知事 大井川 和彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上新田木原線
- 3 道路の区域

| 区 間                                               | 旧新の別     | 敷地の幅員              | 延長            | 摘要   |
|---------------------------------------------------|----------|--------------------|---------------|------|
| 稲敷郡美浦村大字牛込字牛込1176番から<br>稲敷郡美浦村大字木原字横須賀3420番ま<br>で | (A)<br>旧 | メートル<br>最大 48.0    | メートル<br>3,674 |      |
|                                                   |          | 最小 4.0             |               |      |
| 稲敷郡美浦村大字牛込字牛込1176番から<br>稲敷郡美浦村大字木原字二本松3369番ま<br>で | (B)      | 最大 38.0<br>最小 11.0 | 3,306         |      |
| 稲敷郡美浦村大字牛込字牛込1176番から<br>稲敷郡美浦村大字木原字二本松3369番ま<br>で | 新(B)     | 最大 38.0<br>最小 11.0 | 3,306         | 旧道移管 |

茨城県告示第70号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、平成30年1月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月25日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 路線名 県道 小川鉾田線
- 2 供用開始の区間 鉾田市借宿字清水田302番1から  
鉾田市借宿字郷土川343番まで
- 3 供用開始の期日 平成30年1月31日

(公安委員会)

茨城県公安委員会告示第10号

茨城県道路交通法施行細則（昭和53年茨城県公安委員会規則第11号）第29条の2第1項の規定により医師の指定をしたので、第29条の3の規定により次のとおり告示する。

平成30年1月25日

茨城県公安委員会委員長 諸岡 信裕

| 氏名     | 勤務する病院又は診療所の名称 | 所在地            |
|--------|----------------|----------------|
| 植草 義史  | 北茨城市民病院        | 北茨城市関南町関本下1050 |
| 中野 博司  | たいようクリニック      | 鉾田市上幡木1401-1   |
| 川崎 仁志  | 医療法人幕内会 山王台病院  | 石岡市東石岡4-1-38   |
| 藺 部 崇  | 医療法人社団八峰会 池田病院 | 龍ヶ崎市貝原塚町3690-2 |
| 横山 奈穂子 | 医療法人社団八峰会 池田病院 | 龍ヶ崎市貝原塚町3690-2 |

|         |                  |               |
|---------|------------------|---------------|
| 坂 入 久 詞 | 医療法人 坂入医院        | 下妻市高道祖4611-12 |
| 手 塚 修 一 | 特定医療法人社団同樹会 結城病院 | 結城市結城9629-1   |
| 山 口 恵 子 | 特定医療法人社団同樹会 結城病院 | 結城市結城9629-1   |

## 公 告

### ●茨城県統計調査指導員証の無効

次の茨城県統計調査指導員証は、紛失の日以降無効とする。

平成30年1月25日

茨城県知事 大井川 和彦

|                |      |            |
|----------------|------|------------|
| 調 査 名          | 発行番号 | 紛失年月日      |
| 平成30年住宅・土地統計調査 | 第59号 | 平成30年1月13日 |

### ●入札公告

県有財産（土地）の売払いに係る一般競争入札を次により行う。

平成30年1月25日

茨城県知事 大井川 和彦

#### 1 売払財産（土地）

| 物件<br>番号 | 土地の所在及び地番              | 種別 | 公簿地目 | 実測面積 (㎡) | 予定価格 (円)    |
|----------|------------------------|----|------|----------|-------------|
| 1        | 水戸市新原一丁目3067番3         | 土地 | 宅地   | 5,942.22 | 104,580,000 |
| 2        | ひたちなか市和田町一丁目318番3      | 土地 | 宅地   | 2,586.51 | 29,200,000  |
| 3        | 神栖市土合西二丁目10000番9       | 土地 | 雑種地  | 4,382.17 | 45,000,000  |
| 4        | 稲敷市江戸崎字金上台甲2493番3      | 土地 | 宅地   | 652.26   | 3,933,000   |
| 5        | 常総市水海道森下町字森下3866番1     | 土地 | 宅地   | 505.38   | 3,790,000   |
| 6        | 筑西市岡芹字八丁1076番7         | 土地 | 宅地   | 1,089.68 | 14,493,000  |
| 7        | 坂東市岩井字西高野2217番2<br>外1筆 | 土地 | 宅地   | 409.32   | 6,090,000   |

#### 2 一般競争入札に参加することができない者

次のいずれかに該当する者は、この一般競争入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項の規定に該当する公有財産に関する事務に従事する県の職員
- (3) 茨城県暴力団排除条例（平成22年条例第36号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、及び次に掲げる暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
  - ア 暴力団員が事業主又は役員となっている事業者

- イ 暴力団員の内妻等が代表取締役を務めているが、実質的には当該暴力団員がその運営を支配している事業者
- ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者（事業者を含む。）
- エ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者（事業者を含む。）
- オ 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
- カ 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者（事業者を含む。）

### 3 入札参加申込書等の配布期間及び場所

#### (1) 配布期間

平成30年1月25日（木）から平成30年2月13日（火）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

#### (2) 配布場所

ア 水戸市笠原町978番6

茨城県総務部管財課 公有財産維持活用推進室

電話 029-301-2380

イ 下記11に示す現地説明会の会場（現地説明会を実施する場合に限る。）

ウ 管財課ホームページ（<http://www.pref.ibaraki.jp/somu/kanzai/koyu/zaisan.html>）からダウンロードできます。

### 4 入札参加申込書の提出期間及び場所

#### (1) 提出期間

平成30年1月25日（木）から平成30年2月13日（火）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

#### (2) 提出場所

水戸市笠原町978番6

茨城県総務部管財課 公有財産維持活用推進室

電話 029-301-2380

### 5 入札の方法

#### (1) 入札書の提出

郵送（書留郵便）又は当日持参により提出すること。

#### (2) 入札書の提出期限・提出日時及び提出場所

ア 郵送による提出の場合

| 物件番号 | 提出期限                  | 提出場所                                |
|------|-----------------------|-------------------------------------|
| 1～7  | 平成30年2月23日（金）<br>午後5時 | 水戸市笠原町978番6<br>茨城県総務部管財課公有財産維持活用推進室 |

イ 当日持参による提出の場合

| 物件番号 | 提出日時                      | 提出場所                        |
|------|---------------------------|-----------------------------|
| 1    | 平成30年2月26日(月)<br>午前10時00分 | 水戸市笠原町978番6<br>茨城県庁 1階 入札室1 |
| 2    | 平成30年2月26日(月)<br>午前10時45分 |                             |
| 3    | 平成30年2月26日(月)<br>午前11時30分 |                             |
| 4    | 平成30年2月26日(月)<br>午後1時30分  |                             |
| 5    | 平成30年2月26日(月)<br>午後2時15分  |                             |
| 6    | 平成30年2月26日(月)<br>午後3時00分  |                             |
| 7    | 平成30年2月26日(月)<br>午後3時45分  |                             |

## (3) 開札の日時及び場所

| 物件番号 | 日時                        | 場所                          |
|------|---------------------------|-----------------------------|
| 1    | 平成30年2月26日(月)<br>午前10時00分 | 水戸市笠原町978番6<br>茨城県庁 1階 入札室1 |
| 2    | 平成30年2月26日(月)<br>午前10時45分 |                             |
| 3    | 平成30年2月26日(月)<br>午前11時30分 |                             |
| 4    | 平成30年2月26日(月)<br>午後1時30分  |                             |
| 5    | 平成30年2月26日(月)<br>午後2時15分  |                             |
| 6    | 平成30年2月26日(月)<br>午後3時00分  |                             |
| 7    | 平成30年2月26日(月)<br>午後3時45分  |                             |

## 6 入札の無効

一般競争入札に参加することができない者のした入札及び入札心得書に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

## 7 落札者の決定

落札者は、予定価格以上の有効札のうち最高額の入札者とする。

## 8 入札保証金

一般競争入札参加者は、入札保証金として入札金額の100分の5以上の金額(円未満切上げ)を次のいずれかの方法により納付すること。なお、この入札保証金の還付に際しては、利息を付さない。

(1) 現金又は地方自治法施行令第167条の7第2項及び茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号）第144条において準用する第139条第1項に定める有価証券（なるべく銀行振出し小切手とすること。）により、当日納付する場合は前記5(2)イの提出日時の30分前から15分前までの間に納付すること。

(2) 口座振込により納付する場合は、茨城県の指定する口座に振り込んだ旨の証明として、振り込みを依頼した金融機関から交付を受けた納付書・領収証書（茨城県財務規則の規定による帳票様式第40号）を貼付した入札保証金払込票提出書を、前記5(2)の提出期限・提出日時までに提出すること。

9 契約不履行の場合における入札保証金の帰属

落札者が落札決定後、県の指定した期限内に売買契約を締結しないときは、前記8の入札保証金は県に帰属する。

10 契約書の作成及び売買代金の支払方法

落札者は、県の定めた土地売買契約書により契約書を作成し、売買代金を県が発行する納入通知書により、一括して県の指定する日までに茨城県指定金融機関に納入するものとする。

11 現地説明の日時及び場所（希望者がいる場合のみ実施）

| 物件番号 | 日時                        | 場所     |
|------|---------------------------|--------|
| 1    | 平成30年2月8日（木）<br>午前10時00分  | 物件の所在地 |
| 2    | 平成30年2月8日（木）<br>午後1時00分   |        |
| 3    | 平成30年2月13日（火）<br>午前11時30分 |        |
| 4    | 平成30年2月13日（火）<br>午後2時30分  |        |
| 5    | 平成30年2月9日（金）<br>午前10時00分  |        |
| 6    | 平成30年2月9日（金）<br>午後3時00分   |        |
| 7    | 平成30年2月9日（金）<br>午前11時30分  |        |

12 用途の制限

入札物件については、契約書において売買契約締結の日から5年間、次に掲げる制限を付します。

(1) 落札者は、条例第2条第5号に定める暴力団事務所又はその他これに類するものの用途に供し、又は供させてはならない。

(2) 落札者は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用途に供し、また、これらの用途に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならない。

・連絡先

水戸市笠原町978番6

茨城県総務部管財課 公有財産維持活用推進室

電話 029-301-2380



## ●入札公告

県有財産及び市有財産（土地）の一体売払いに係る一般競争入札を次により行う。

平成30年1月25日

茨城県知事 大井川 和彦

## 1 売払財産（土地）

| 物件<br>番号 | 土地の所在及び地番                                             | 種別 | 地目 | 実測面積（㎡）                                     | 予定価格（円）    |
|----------|-------------------------------------------------------|----|----|---------------------------------------------|------------|
| 8        | 北茨城市磯原町本町四丁目2番10<br>（県有地）<br>北茨城市磯原町本町四丁目2番7<br>（市有地） | 土地 | 宅地 | 1,121.91<br>（うち県有地<br>438.39、市有地<br>683.52） | 25,130,000 |

## 2 一般競争入札に参加することができない者

次のいずれかに該当する者は、この一般競争入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項の規定に該当する公有財産に関する事務に従事する県の職員
- (3) 茨城県暴力団排除条例（平成22年条例第36号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、及び次に掲げる暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
  - ア 暴力団員が事業主又は役員となっている事業者
  - イ 暴力団員の内妻等が代表取締役を務めているが、実質的には当該暴力団員がその運営を支配している事業者
  - ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者（事業者を含む。）
  - エ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者（事業者を含む。）
  - オ 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
  - カ 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者（事業者を含む。）

## 3 入札参加申込書等の配布期間及び場所

## (1) 配布期間

平成30年1月25日（木）から平成30年2月13日（火）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

## (2) 配布場所

ア 水戸市笠原町978番6

茨城県総務部管財課 公有財産維持活用推進室

電話 029-301-2380

イ 下記11に示す現地説明会の会場（現地説明会を実施する場合に限る。）

ウ 管財課ホームページ（<http://www.pref.ibaraki.jp/somu/kanzai/koyu/zaisan.html>）からダウンロードできます。

## 4 入札参加申込書の提出期間及び場所

## (1) 提出期間

平成30年1月25日（木）から平成30年2月13日（火）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規

定する休日を除く。)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(2) 提出場所

水戸市笠原町978番6

茨城県総務部管財課 公有財産維持活用推進室

電話 029-301-2380

5 入札の方法

(1) 入札書の提出

郵送(書留郵便)又は当日持参により提出すること。

(2) 入札書の提出期限・提出日時及び提出場所

ア 郵送による提出の場合

| 物件番号 | 提出期限                  | 提出場所                                |
|------|-----------------------|-------------------------------------|
| 8    | 平成30年2月28日(水)<br>午後5時 | 水戸市笠原町978番6<br>茨城県総務部管財課公有財産維持活用推進室 |

イ 当日持参による提出の場合

| 物件番号 | 提出日時                    | 提出場所                                |
|------|-------------------------|-------------------------------------|
| 8    | 平成30年3月1日(木)<br>午後1時30分 | 北茨城市磯原町磯原1630番地<br>北茨城市庁舎 3階 全員協議会室 |

(3) 開札の日時及び場所

| 物件番号 | 日時                      | 場所                                  |
|------|-------------------------|-------------------------------------|
| 8    | 平成30年3月1日(木)<br>午後1時30分 | 北茨城市磯原町磯原1630番地<br>北茨城市庁舎 3階 全員協議会室 |

6 入札の無効

一般競争入札に参加することができない者のした入札及び入札心得書に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

7 落札者の決定

落札者は、予定価格以上の有効札のうち最高額の入札者とする。

8 入札保証金

一般競争入札参加者は、入札保証金(県有地分のみ)として、入札金額(県有地及び市有地)のうち県有地分の金額(入札金額 $\times$ 438.39 $\text{m}^2$ /1,121.91 $\text{m}^2$ )の100分の5以上の金額(円未満切上げ)を次のいずれかの方法により納付すること。なお、この入札保証金の還付に際しては、利息を付さない。

(1) 現金又は地方自治法施行令第167条の7第2項及び茨城県財務規則(平成5年茨城県規則第15号)第144条において準用する第139条第1項に定める有価証券(なるべく銀行振出し小切手とすること)により、当日納付する場合は前記5(2)イの提出日時の30分前から15分前までの間に納付すること。

(2) 口座振込により納付する場合は、茨城県の指定する口座に振り込んだ旨の証明として、振り込みを依頼した金融機関から交付を受けた納付書・領収証書(茨城県財務規則の規定による帳票様式第40号)を貼付した入札保証金払込票提出書を、前記5(2)の提出期限・提出日時までに提出すること。

9 契約不履行の場合における入札保証金の帰属

落札者が落札決定後、県の指定した期限内に売買契約を締結しないときは、前記8の入札保証金は県に帰属する。

## 10 契約書の作成及び売買代金の支払方法

落札者は、県と北茨城市の定めた土地売買契約書により契約書を作成し、売買代金を県と北茨城市が発行する納入通知書により、県と北茨城市が指定する日までに県と北茨城市が指定する金融機関に納入するものとする。

## 11 現地説明の日時及び場所（希望者がいる場合のみ実施）

| 物件番号 | 日時                       | 場所     |
|------|--------------------------|--------|
| 8    | 平成30年2月7日（水）<br>午前11時00分 | 物件の所在地 |

## 12 用途の制限

入札物件については、契約書において売買契約締結の日から5年間、次に掲げる制限を付します。

- (1) 落札者は、条例第2条第5号に定める暴力団事務所又はその他これに類するものの用途に供し、又は供させてはならない。
- (2) 落札者は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用途に供し、また、これらの用途に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならない。

## ・連絡先

水戸市笠原町978番6

茨城県総務部管財課 公有財産維持活用推進室

電話 029-301-2380

~~~~~  
(労 働 委 員 会)

●あっせん員候補者の公示

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第10条の規定によるあっせん員候補者を、労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定により、次のとおり公示する。

平成30年1月25日

茨城県労働委員会会長 小 泉 尚 義

氏 名	委嘱年月日	現職	前歴
小 泉 尚 義	平成9年11月20日	弁 護 士 茨城県労働委員会公益委員	茨 城 県 弁 護 士 会 会 長
山 本 圭 子	平成22年12月1日	法 政 大 学 法 学 部 講 師 茨城県労働委員会公益委員	立 教 大 学 法 学 部 助 手
木 島 千 華 夫	平成24年12月3日	弁 護 士 茨城県労働委員会公益委員	茨 城 県 弁 護 士 会 会 長
安 田 尚 道	平成27年11月12日	常 磐 大 学 教 授 茨城県労働委員会公益委員	常 磐 短 期 大 学 副 学 長
岩 間 伸 博	平成28年12月1日	茨城県中小企業団体中央会専務理事 茨城県労働委員会公益委員	茨 城 県 労 働 委 員 会 事 務 局 長
内 山 裕	平成30年1月18日	日本労働組合総連合会茨城県連合会会長 茨城県労働委員会労働者委員	電 機 連 合 茨 城 地 方 協 議 会 議 長
山 本 勇	平成26年12月1日	JAM北関東茨城県連絡会副会長 茨城県労働委員会労働者委員	東 京 製 綱 労 働 組 合 土 浦 支 部 執 行 委 員 長
赤 澤 義 明	平成27年11月12日	日本基幹産業労働組合連合会茨城県本部委員長 茨城県労働委員会労働者委員	住 友 金 属 鹿 島 労 働 組 合 組 合 長

氏 名	委嘱年月日	現職	前歴
吉 田 豊	平成28年12月1日	茨城県教職員組合執行委員長 茨城県労働委員会労働者委員	茨城県教職員組合副執行委員長
高 木 英 見	平成29年9月21日	日本労働組合総連合会茨城県連合会事務局長 茨城県労働委員会労働者委員	日本労働組合総連合会茨城県連合会副事務局長
内 田 勉	平成18年12月1日	株式会社カスミ監査役 茨城県労働委員会使用者委員	株式会社カスミ 取締役人事総務本部マネジャー
安 田 仁 四	平成24年12月3日	一般社団法人茨城県経営者協会人事労務相談室長 茨城県労働委員会使用者委員	キャノン株式会社人事本部 人材開発センターマネジメント人材開発部部長
小 松 美 裕	平成28年5月24日	日鉄住金ビジネスサービス鹿島株式会社代表取締役社長 茨城県労働委員会使用者委員	住 金 興 産 株 式 会 社 常 務 取 締 役 東 京 支 社 長
澤 畑 慎 志	平成28年12月1日	一般社団法人茨城県経営者協会専務理事 茨城県労働委員会使用者委員	一般社団法人茨城県経営者協会 事 務 局 長
家 次 晃	平成28年12月1日	株式会社日立製作所電力ビジネスユニット日立事業所副専務所長 茨城県労働委員会使用者委員	株式会社日立製作所電力システム社 日 立 事 業 所 総 務 部 長
長谷川 正 哉	平成29年4月20日	茨城県労働委員会事務局長	茨城県議会事務局次長兼総務課長
大 谷 美 恵 子	平成29年4月20日	茨城県労働委員会事務局 次 長 兼 総 務 調 整 課 長	茨城県生活環境部防災・危機管理課副参事
市 毛 直 光	平成27年4月16日	茨城県労働委員会事務局審査課長	茨城県労働委員会事務局総務調整課長

(注) 委嘱年月日は、当初の委嘱年月日である。

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも 1 月)
休日の場合は繰下発行) (金 3, 1 5 0 円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1 1 1 1 (代)